

第五十三條 一般定價ヲ以テ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ曹達、硫酸曹達、晒粉、石鹼製造用、肥料用、獸皮保存用、鑛業用ニ使用スル爲鹽使用證明書ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ第十九號書式甲ニ依リ其ノ用途、使用ノ數量、場所及年月日ヲ記入シタル使用證明申請書ヲ提出セシメ鹽ノ使用ニ付相當ノ監視ヲ施シ使用ノ事實ヲ確認シテ同號書式乙ノ使用證明書ヲ交付スヘシ

鹽變性證明書ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ第二十號書式甲ニ依リ其ノ用途、數量、變性ノ方法、場所及年月日ヲ記入シタル變性證明申請書ヲ提出セシメ鹽ノ變性ヲ施シ同號書式乙ノ變性證明書ヲ交付スヘシ

第五十四條 一般定價ヲ以テ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ鮭、鱈、鱒、鯨、臘豚獸ノ鹽藏ニ使用シ交付金ノ下付ヲ請求セムントスル者アルトキハ第十八號書式ノ請求事項欄ニ鹽藏物ノ種類、數量、漁獲場所、漁獲物ノ移出先ヲ記載シタル交付金下付請求書ヲ提出セシメ検査地ヲ指定シテ鹽藏物又ハ殘存鹽ノ検査ヲ爲シ第五十二條ニ依リ交付金下付ノ手續ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ請求書ニ検査地名及検査年月日ヲ記入シ置クヘシ

遠洋又ハ外國若ハ外國ノ沿海ニ於テ漁獲ヲナス者ノ出漁前ニ提出スヘキ申告書ハ第二十一號書式ニ依ラシムヘシ

第九章 出納及保管

第五十五條 鹽ヲ出納スルハ鹽務局長ノ命令ニ依ルヘシ

第五十六條 鹽務局ニ鹽會計官吏ヲ置キ鹽ノ出納保管ヲ司掌セシムヘシ

第五十七條 鹽會計官吏ハ第二十二號書式ノ鹽出納簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ記入スヘシ

第五十八條 鹽ノ藏置ハ等級、包裝量等ニ依リ區分ヲ爲シ藏出ノ際ニ不便ナキコトニ注意スヘシ

第五十九條 鹽貯藏中量増又ハ量減アルコト明カトナリタルトキハ受入又ハ拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十條 鹽貯藏中其ノ等級カ收納當時ノ等級ニ異ナルコト明カトナリタルトキハ第二十三號書式ノ等級變更票ニ依リ等級變更ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十一條 會計年度ノ終ニ於テハ在庫品ヲ調査シ前二條ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十二條 鹽ノ亡失及出納計算書ニ關シテハ明治三十八年大藏省訓令第三十號物品出納規程第九條第十二條及第十三條ヲ準用ス

第十章 帳簿及報告

第六十三條 鹽務局ハ左ノ帳簿ヲ設備スヘシ

- 一 鹽製造許可臺帳
- 一 鹽製造高臺帳
- 一 第二十四號書式
- 一 第二十五號書式

- 一 鹽輸入高臺帳 第二十六號書式
  - 一 鹽移入高臺帳 第二十七號書式
  - 一 鹽受拂整理簿 第二十八號書式
  - 一 指定引渡人鹽製造申告簿 第二十九號書式
  - 一 特別定價鹽賣渡整理簿 第三十號書式
  - 一 延納代金整理簿 第三十一號書式
  - 一 擔保物件整理簿 第三十二號書式
  - 一 鹽專賣法違反者處分簿 第三十三號書式
- 前項帳簿ノ外補助簿ヲ設ケテ整理スルヲ便トスル場合ニ於テハ適宜之ヲ設クルコトヲ得
- 第六十四條 鹽製造許可臺帳ハ鹽製造ニ關スル願届ニ依リ記入スヘシ  
鹽ノ製造ヲ廢止シタルトキ又ハ鹽ノ製造許可ヲ取消シタルトキハ鹽製造許可臺帳ノ削除ヲ爲スヘシ
- 第六十五條 鹽製造高臺帳ハ鹽納付書、鹽引渡命令書、自家用鹽申告及再製鹽製造高申告書ニ依リ記入スヘシ
- 第六十六條 鹽輸入高臺帳ハ鹽輸入取扱人ノ提出シタル書類及鹽輸入票ニ依リ鹽移入高臺帳ハ鹽移入申告書及鹽賣渡請求書ニ依リ記入スヘシ

- 第六十七條 鹽受拂整理簿ハ第七十二條ニ定ムルトコロノ日計箋ニ依リ記入スヘシ
- 第六十八條 指定引渡人鹽製造申告簿ハ指定引渡人ノ鹽製造申告及鹽引渡命令書ニ依リ記入スヘシ
- 第六十九條 特別定價鹽賣渡整理簿ハ鹽賣渡請求書其ノ他ノ關係書類ニ依リ記入スヘシ
- 第七十條 延納代金整理簿及擔保物件整理簿ハ鹽賣渡請求書及代金徵收書類ニ依リ記入スヘシ
- 第七十一條 鹽專賣法違反者處分簿ハ通告又ハ告發ニ關スル書類ニ依リ記入スヘシ
- 第七十二條 左ノ各號ノ書類ニハ各別ニ第三十四條書式ノ日計箋ヲ添附スヘシ
- 一 鹽納付書
  - 二 鹽輸入票
  - 三 臺灣鹽移入申告書
  - 四 鹽賣渡請求書
  - 五 鹽引渡命令書
  - 六 鹽代金追徵ニ關スル書類
  - 七 交付金下付請求書
  - 八 鹽受入票

九 鹽拂出票

十 鹽等級變更票

鹽賣渡請求書ノ日計箋ヲ作成スル場合ニ於テ現品引渡未済ノモノアルトキハ日計箋ノ備考ニ其ノ旨ヲ附記シ置キ其ノ書類ニ限リ再鹽會計官吏ニ送付スヘシ  
鹽會計官吏前項引渡未済ノ鹽ヲ引渡シタルトキハ鹽賣渡請求書ノ整理ヲ爲シ整理終了シタルトキハ其ノ旨ヲ日計箋ノ備考ニ附記スヘシ

第一項ノ書類ニハ月別及年別ニ之ヲ整理スヘシ

第七十三條 鹽務局ハ鹽製造許可專帳及製造許可ニ關スル書類ニ依リ毎月末ニ於テ第三十五號書式ノ鹽製造許可報告表ヲ毎年四月一日及十月一日現在ヲ以テ第三十六號書式ノ鹽製造人員場敷生産見込高報告表ヲ作成スヘシ

第七十四條 鹽務局ハ鹽製造高臺帳ニ依リ毎月末及毎年度末ニ於テ第三十七號書式ノ鹽製造高報告表及第三十八號書式ノ鹽製造高等級別報告表ヲ作成スヘシ

第七十五條 鹽務局ハ鹽輸入高臺帳ニ依リ毎月第三十九號書式ノ鹽輸入高報告表ヲ作成スヘシ

第七十六條 鹽務局ハ鹽移入高臺帳ニ依リ第四十號書式ノ鹽移入高報告表ヲ作成スヘシ

第七十七條 鹽務局ハ鹽受拂整理簿ニ依リ毎月末ニ於テ第四十一號書式ノ鹽受拂報

告表ヲ作成スヘシ

第七十八條 鹽務局ハ鹽受拂整理簿及鹽等級變更票ニ依リ毎月末及毎年末ニ於テ第四十二號書式ノ收納鹽受拂等級別報告表ヲ作成スヘシ

第七十九條 鹽務局ハ鹽賣渡請求書交付金下付請求書及鹽代金追徴ニ關スル書類ニ依リ毎月末及毎年度末ニ於テ第四十三號書式ノ特別用途鹽賣渡報告表ヲ作成スヘシ

第八十條 鹽務局ハ歳入徵收簿、歳出簿及鹽受拂報告表ニ依リ毎年度末ニ於テ第四十四號書式ノ鹽專賣計算報告表ヲ作成スヘシ

第八十一條 鹽務局ハ延納代金整理簿ニ依リ毎月末ニ於テ第四十五號書式ノ代金延納高報告表ヲ作成スヘシ

第八十二條 鹽務局ハ鹽專賣法違反者處分簿ニ依リ毎年九月三十日及三月三十一日現在ヲ以テ第四十六號書式ノ鹽專賣法違反者處分報告表ヲ作成スヘシ

第八十三條 鹽務局出張所ニ於テ作成シタル報告表ハ之ヲ翌月十日マテニ鹽務局ニ提出シ鹽務局ハ之カ總括ヲ爲シ其ノ報告表ヲ同月廿日マテニ大藏省ニ提出スヘシ  
第八十四條 本章規程ノ報告表ニシテ毎月ノ累計ヲ掲クヘキモノハ毎年四月ヨリ始メ翌年三月ニ終ルモノトス

(書式ハ之ヲ略ス)

### ▲明治三十八年四月大藏省告示第九十二號 改正ノ件

(明治三十八年七月十五日大藏省告示第二百七十九號)

(別表) (七月十七日より施行)

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
攝津國、播磨國、備前國、備中國、備後國、安藝國、周防國、長門國、淡路國、阿波國、讃岐國、伊豫國(西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡ヲ除ク)	一圓	一圓	一圓	一圓	九七〇
紀伊國、伊勢國、志摩國、尾張國、三河國	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
遠江國、駿河國、伊豆國、相模國、武藏國、安房國、上總國、下總國	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
常陸國、磐城國、(相馬郡、亶理郡ヲ除ク)岩代國ノ内南會津郡、上野國ノ内前橋市、碓氷郡	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
磐城國ノ内相馬郡、亶理郡、陸前國	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
陸中國、陸奥國、北海道	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
能登國	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
羽前國、羽後國、若狹國、越前國、加賀國、越後國、佐渡國、信濃國ノ内下伊那郡、丹後國、因幡國、出雲國	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
土佐國、(幡多郡宿毛町ヲ除ク)	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
伊豫國ノ内西宇和郡、南宇和郡、北宇和郡土佐國ノ内幡多郡宿毛町、豐前國、豐後國	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
筑前國、肥前國、肥後國、日向國、大隅國(大島郡ヲ除ク)薩摩國、壹岐國	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇
土阿國ノ内大島郡、琉球	一圓	一圓	一圓	一圓	一〇〇〇

左の勅令、訓令、省令及び告示等は孰れも皆本文中隨處に之を掲げたり。故に茲には其の出でたる頁を明らかにして以て参照に便にし、再び之を録するの煩を省くべし。

- 鹽ノ賠償價格 (大藏省告示第九十二號) (二九頁參照)
- 鹽專賣法ヲ施行セザル地方ニ關スル件 (勅令第三百三十四號) (一一〇頁參照)
- 鹽專賣法ニ依ル鹽稅徵收ニ關スル件 (勅令第三百三十七號) (一一八頁參照)
- 鹽專賣法施行細則ニ依リ徵收スル鹽保管料及其徵收ノ件 (大藏省告示第百〇五號) (七四頁參照)
- 鹽專賣法施行後稅關ニテ沒收シタル鹽ノ處置ニ關スル件 (大藏省訓令第三十五號) (一一〇頁參照)
- 間接國稅犯則者處分法施行規則中改正ノ件 (勅令第三百三十五號) (一〇五頁參照)
- 鹽專賣法ニ依リ間接國稅犯則者處分法中收稅官吏又ハ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フベキ官吏ノ件 (勅令第三百三十六號) (一〇五頁參照)
- 鹽專賣法第三十八條ノ施行ニ關スル件 (大藏省令第二十四號) (一〇五頁參照)
- 鹽專賣法第四十五條ニ依ル鹽製造ノ許可ニ關スル件 (勅令第十四號) (一二三頁參照)

附 錄

左の省令及び訓令等は最早本法施行後に於ては不必要なるべく、又鹽務局、鹽務局出張所所在地の如きも時に變更せらるゝことあり、故に一切之を掲ぐることを見合せたり

鹽專賣法發布前ヨリ鹽ヲ製造スル者ノ製造許可出願手續

(大藏省令第三號)

鹽專賣法發布前ヨリ鹽ヲ製造スル者ノ鹽製造許可ニ關スル事務取扱手續

(大藏省令第三號)

鹽務局所在地及鹽務局出張所所在地

(大藏省令第十八號)

附 錄 (終)

22/2/40

明治三十八年八月十五日印刷

明治三十八年八月廿二日發行

鹽專賣法註釋

正價金四拾錢

著 作 者

出 野 信 慶

發 行 者 兼 印 刷 者

穴 山 篤 太 郎

東京市京橋區南傳馬町二丁目十三番地  
電話本局一〇五五番

印 刷 所

有 隣 堂

全 所



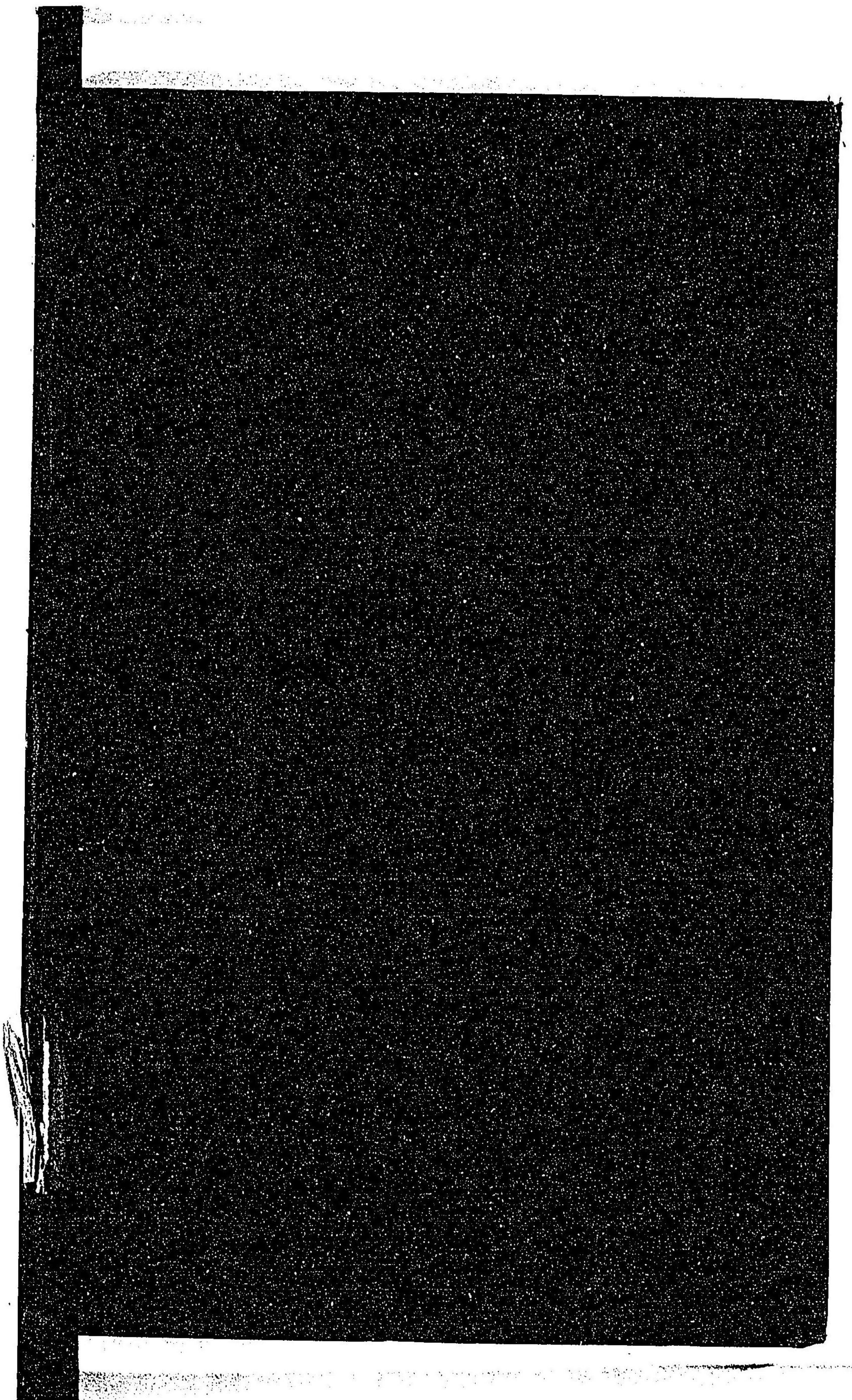
發 行 所  
特 約 販 賣 所

東京市京橋區南傳馬町二丁目  
大坂市南區心齋橋筋一丁目

有 隣 堂  
松 村 文 海 堂



98
169







032977-000-2

98-169

塩専売法註釈

出野 信慶 / 著

M38

BBJ-0281



169

98-169